電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では令和８年６月の診療報酬改定に伴う電子的診療情報連携体制整備加算について以下の通り対応を行っています。

・オンライン請求、オンライン資格確認を行う体制を有しています。

・診療報酬明細書を無料で交付しております。

・電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。

・電子処方せんの発行については現在整備中です。

・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備中です。

・マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛け、ポスター掲示を行っています。

・明細書発行に関する事項、医療 DX 推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得しおよび活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。

上記の体制により、令和８年６月の診療報酬改正に伴い、初診・再診料の算定時に**電子的診療情報連携体制整備加算**を月１回に限り算定します。

一般名処方加算について

当院では後発医薬品のある医薬品につきましては、患者様にご説明の上、

特定の商品名ではなく、薬剤の成分をもとにした一般名で処方を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

明細書発行体制等加算について

当院では、医療費の内容が分かる領収証に加え、個別の診療報酬の算定項目が記載された「明細書」を無料で交付しております。

発行を希望されない方は、会計窓口でその旨をお伝え下さい。

短期滞在手術等基本料１について

当院では、**「短期滞在手術等基本料 1」**の施設基準を取得しております。

白内障手術などの日帰り手術に対して、厚生労働省が定める「術後の回復のための病床の設置ならびに看護師の配置等」の施設基準を満たしており、**「短期滞在手術等基本料 1」**を算定させていただいております。

コンタクトレンズ検査料

当院で実施するコンタクトレンズの診療に関して、厚生労働省が定める「コンタクトレンズ検査料１」の施設基準に適合していることを届出し、

下記の点数を算定しています。

1.初診料：291 点

2.再診料：76 点

3.コンタクトレンズ検査料 1：200 点

※厚生労働省が定める疾病の場合、コンタクトレンズ検査料ではなく眼科学的検査料で算定する場合があります。